

健疾発0606第1号
平成26年6月6日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（公印省略）

特定疾患治療研究事業における医療受給者証の有効期間について

特定疾患治療研究事業については、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」及び平成13年3月29日健疾発第22号厚生労働省健康局疾病対策課長通知の別紙「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（以下「実務上取扱い」という。）により実施されている。

今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が本年5月23日に可決・成立し、同年5月30日に公布され、平成27年1月1日より同法に基づく新たな医療費助成制度が施行されることに鑑み、実務上取扱いの5（7）中「最初に到来する9月30日」及び「翌年9月30日」を「平成26年12月31日」に読み替えることとしたので、通知する。

なお、スモンについては、従来どおりの取扱いとするので、留意願いたい。